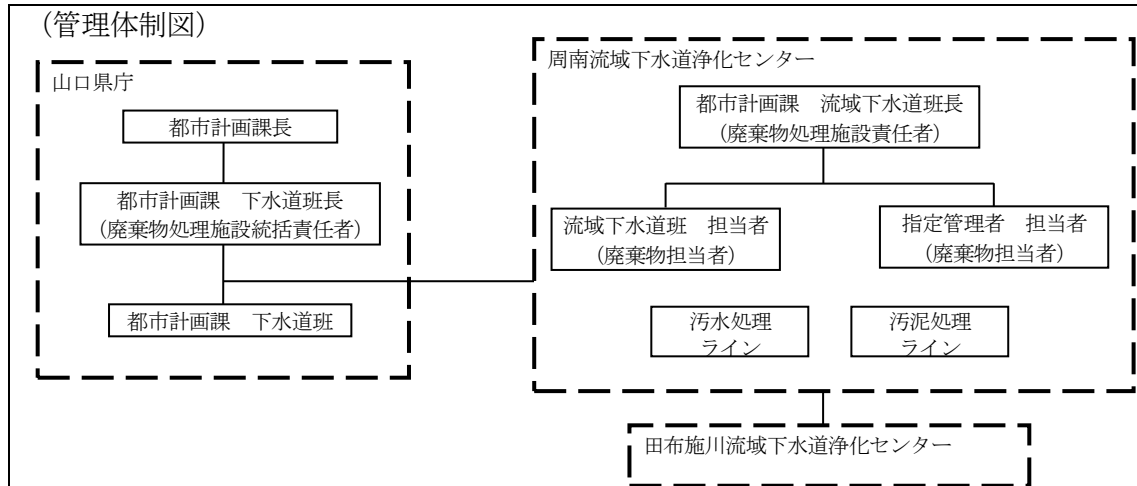


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和 7 年 6 月 1 0 日 山口県知事 様 提出者 住 所 山口県山口市滝町1番1号 氏 名 山口県知事 村岡 嗣政 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0833-72-4444(都市計画課流域下水道班) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	周南流域下水道浄化センター
事業場の所在地	山口県光市浅江字懸山10929-125
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	下水道事業・下水処理施設維持管理業[3631]
② 事業の規模	処理区域面積(認可計画): 2,583.6ha 計画処理人口(認可計画): 63,500人
③ 従業員数	20名(指定管理者17名を含む)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添図②参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥※）	
	排 出 量	23,138 t	t
	（これまでに実施した取組） ・効率的かつ効果的な処理方法を検討する。 ※下水汚泥には有機性汚泥の外、無機性汚泥、し渣及び使用済み脱硫剤を含む。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	排 出 量	22,587 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・凝集剤の適切な選定等、効率的かつ効果的な処理方法を検討する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・有機性汚泥、無機性汚泥、し渣汚泥及び使用済み脱硫剤に分別している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記のとおり今後も適切に分別していく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現場内利用可能な方法を検討していく。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	20,296 t	t
	（これまでに実施した取組） ・脱水可能な汚泥は脱水している。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	19,813 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・脱水汚泥の含水率が85%以下となるように努める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	全処理委託量	2, 842 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2, 763 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	全 処 理 委 託 量	2, 7 7 4 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2, 6 9 7 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用ができる業者へ委託する。 ・下水道関係課及び環境関係課との情報連携により再生処理ルート の確保に努める。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	周南流域下水道浄化センター	所在地(市町名)	光市	事業の種類	下水処理施設維持管理業
-------------	---------------	----------	----	-------	-------------

(単位:トン)																					
区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	23,138	22,587					20,296	19,813			2,842	2,774			2,763	2,697				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類																				
	紙くず																				
	木くず																				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず																				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず																				
	鋳さい																				
	がれき類																				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		23,138	22,587	0	0	0	0	20,296	19,813	0	0	2,842	2,774	0	0	2,763	2,697	0	0	0	0